

令和6年 第3回

教育委員会定例会会議録

とき 令和6年4月9日

品川区教育委員会

令和6年第3回教育委員会定例会

日 時 令和6年4月9日(火)

開会：午後2時

閉会：午後3時45分

場 所 教育委員室

出席委員	教 育 長	伊崎	みゆき
	教育長職務代理者	吉村	潔
	委 員	海沼	マリ子
	委 員	稲垣	百合恵
	委 員	濱松	誠

出席理事者	教 育 次 長	米田	博
	庶 務 課 長	船木	秀樹
	学 務 課 長	柏木	通
	指 導 課 長	中谷	愛
	教育総合支援センター長	丸谷	大輔
	特別支援教育担当課長	唐澤	好彦
	品川図書館長	河内	崇
	学校施設担当課長	荒木	孝太
	統括指導主事	齊藤	隆光
	統括指導主事	升屋	友和

事務局職員	庶 務 係 長	菅野	祐輝
	書 記	田島	希望
	書 記	宗方	碧

傍聴人数 3名

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を非公開とした。

次第

陳情審査	品川区立小中学校の給食に対する陳情
報告事項1	「品川区教育振興基本計画策定委員会」の設置について
報告事項2	「品川区学事制度審議会 答申」について
報告事項3	教職員の任免等について（新規採用）
報告事項4	令和6年度（7年度採用）品川区立学校教育職員採用候補者 選考日程について
報告事項5	令和6年度品川区地域部活動スケジュールおよび学校部活動の 民間委託について
報告事項6	令和5年度 就学・転学相談の結果について
その他	令和6年5月の行事予定について

令和6年第3回教育委員会定例会

令和6年4月9日

【教育長】 ただいまから、令和6年第3回教育委員会定例会を開会いたします。

署名委員に、稲垣委員、濱松委員を指名いたします。よろしくをお願いします。

本日は傍聴の方がおられますので、お知らせいたします。

初めに会議の持ち方についてですが、日程第2、報告事項3、教職員の任免等について（新規採用）、本件は人事に関する案件ですので、品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、非公開の会議といたしますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

【教育長】 異議なしと認め、本件については全ての日程の終了後に審議いたします。

それでは、本日の議題に入ります。

日程第1、陳情審査、品川区立小中学校の給食に対する陳情。本件は初めての審査でありますので、書記より朗読をお願いします。

書記。

【書記】 それでは、陳情書を読み上げます。

品川区立小中学校の給食に対する陳情。

いつも安全でおいしい学校給食を実施していただき感謝しております。2023年4月からの学校給食無償化は、長年の私達の運動が実り大変喜んでおります。

昨年ある会員から「学校給食が無償になったのは嬉しいが、給食の分量が減っているように思う」と声が上がりました。その声をもとに、私達は、小中学生のお子さんやお孫さんのいる会員やその友人知人などに学校給食に関するアンケートを取りました。

その結果、特徴的なこととして、ほとんどの学校では分量は大きな変化はないようだが、一体型小中一貫校の児童生徒・保護者からは「分量が減った」という返答が複数ありました。これは一体型小中一貫校の多すぎる食数などに問題があるのではないのでしょうか？

アレルギー食については、現在は除去食が基本となっています。代替食の回数が多いと作るのが負担になるなどの回答がありました。

また、2023年4月より牛乳のストローが廃止されました。SDGSの観点からプラスチック製品を減らすことは賛成できますが、衛生面や牛乳のパックからの直飲みへの抵抗のある児童生徒への対応は、どのようになっているのか心配です。

中学校まではおいしい給食だったのに、高校へ行くとお弁当になる、購買もないので、都立高校でも給食を実施して欲しいとの声が上がりました。

現在給食で使用しているお米は、町のお米屋さん、納入業者さん、学校給食会などからの購入と聞いています。その中で「ネオニコチノイド系農薬」を使用しているお米については品川区教育委員会としてどのようにお考えですか？ 以上の点を含め以下陳情します。記。

1、給食費無償化により給食の分量が減ることなどが無いようにしてください。

1、現状の自校方式・国産食材を使用した給食を続けてください。

1、アレルギー食については、人材・設備を確保し自校内で代替食を作り提供してくだ

さい。

1、牛乳を直飲みしたくない児童生徒には、自宅からのストロー持参など認めてください。

1、都立高校でも給食が実施されるよう、品川区教育委員会として、東京都に要請してください。

1、学校給食で使用するお米は、児童生徒の健全な成長のためにも「ネオニコチノイド系農薬」不使用の安全なお米を使用してください。

以上となります。

【教育長】 それでは、本件について、事務局より説明をお願いします。

学務課長。

【学務課長】 それでは、陳情内容について御説明をいたします。

陳情、内容6点ございますが、まず1つ目の給食費無償化により給食の分量が減ることなどがないようにしてくださいについてでございます。学校給食でございますけれども、こちらは学校給食法第8条に学校給食実施基準がございます。本区の学校給食につきましては、その基準に基づき、各種栄養素の摂取量や食品構成を考慮して献立を作成しております。令和5年度から給食無償化を開始しましたが、各種栄養摂取量や食品構成の変更は行っておりません。また、食数の変化の少ない学校の令和5年度と令和4年度の似たような給食、メニューの比較をしたところですが、配食量と残菜量ともあまり変化は見られませんでした。給食費についてでございますが、令和4年9月から物価高騰に合わせて補助を行い、令和5年度からの給食費無償化につきましても、この補助額分も上乘せして無償化としてございます。しかしながら、学校現場では度重なる物価高騰により限られた予算の中でのやりくりを余儀なくされ、より厳密な発注を強いられたことから、学校によっては、十分にゆとりを持った配膳が難しい場合もあったものと考えられます。令和6年度につきましては、給食費を増額し、引き続き質・量のさらなる確保に努めてまいります。

続きまして、2点目の現状の自校方式・国産食材を使用した給食を続けてくださいについてです。本区は学校に給食調理室を整備し、自校調理方式を採用してございます。現時点において、共同調理場方式や親子給食方式などに変更する計画はございません。また、国産食材の使用についてですが、日本の食料自給率から、全ての食品を国産で賄うことは困難であります。そのことから、できる限り国産の食品を使用した給食の提供に努めてまいります。

3点目、アレルギー食については、人材・設備を確保し自校内で代替食を作り提供していただくについてです。品川区立学校における食物アレルギー対応は、除去食と弁当持参を基本の対応としております。令和5年5月1日現在でございますが、全ての品川区立学校において、食物アレルギー対応を実施しております。食物アレルギーの原因となる食品は多岐にわたり、除去の内容にも個人差があることから、学校給食における個々の代替食対応は、複雑かつ困難を極めることから、誤食等のリスクを高めることになると考えます。また、どの学校に入学・転入されても同等の対応がなされるよう、学校給食は、安全を最優先して、これからも除去食と弁当持参を基本に対応してまいります。

4点目の、牛乳を直飲みしたくない児童生徒には、自宅からのストロー持参などを認め

てくださいについてです。本区では令和5年度の学校給食より、環境への配慮等の理由から、ストローレスの牛乳パック、いわゆるSchool POPという名称になりますが、そちらのほうに変更してございます。しかしながら、ストローを使用しないことは強制ではなく、学校でもストローの用意をしております。また、マイカップやマイストローの持参を認めるなど、各学校で柔軟に対応しております。今後とも、学校に再周知するなど努めてまいります。

5点目、都立高校でも給食が実施されるよう、品川区教育委員会として、東京都に要請していただきについてです。都立高校での給食の実施については、学校設置者である東京都が判断すべきと考えてございます。

6点目、学校給食で使用するお米は、児童生徒の健全な成長のためにも「ネオニコチノイド系農薬」不使用の安全なお米を使用していただきについてです。本区の学校給食では、ネオニコチノイド系農薬に限らず、できる限り農薬の使用が少ない食品を使用しています。お米についても同様に対応しておりますが、より安全な給食を提供していくことは、児童・生徒の健全な成長に寄与するものであり、これからもできる限り農薬の使用が少ない食品を使用した給食提供に努めてまいります。

私からの説明は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。

稲垣委員。

【稲垣委員】 ストローの件なんですけれども、ストローの用意があるということは給食だよりとかで多分いろんな学校で周知されていると思うんですけれども、やっぱりクラスによっては、担任の先生からの説明がなくて、ストローをもらえるということを知らない生徒さんが結構いるみたいなこと、事実あるので、あとマイカップとかマイストローを持ってきていいよという話も、周知不足が多分原因だと思いますので、もうすぐ多分4月の保護者会とか各所あると思いますので、保護者の方に周知していただくような手段を考えていただけるといいのかなと思います。

ストローに関してなんですけれども、やっぱり子供たちはすごく抵抗があることは事実のようで、ストローがなくなったので、口を開けてテーブルに置くために、それを倒してしまうとか、あと飲むときに傾け方がやっぱり低学年の子だと分からないので、どぼっといってしまって牛乳浸しになるとかという事件が各所で起きているという話は実際によく聞いているんですね。なので、やっぱり低学年の子にはなるべく、慣れないうちはストローで飲ませてあげるとか、ちょっと工夫してあげていただけるといいなということを考えています。ストローを減らしたことによるメリットと、それによって児童・生徒が受けているデメリットがどれぐらいのものかなというのは1回検証してもいいのかなというのも少し思います。子供たちは、正直、やはりちょっと困っているというのは事実としてあるようなので、その辺、先生方も、こぼしてしまった対応とか、子供たちがあっちこっちでいろいろこぼしているような状況に対応するのは大変だと思いますので、その辺ちょっと1回確認してみてもいいのかなと思います。

以上です。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 保護者への周知ですけれども、年度が替わりましたので、改めて、保護

者等に再周知するように教育委員会からも学校のほうに通知したいと考えてございます。

低学年への対応でございます。当初、昨年度やり始めたときに、低学年だけではなくて、そういうお話は聞いてございますので、改めてこちらのほうで、学校に開け方ですとか、給食の配膳、食事中の対応についても改めて注意喚起をしてみたいと思います。

メリット・デメリットにつきましては、直接そういう声というのは学校から聞こえていないものですから、そういう会議でどういう状況か聞き取り等も進めていきたいと考えてございます。

【稲垣委員】 ありがとうございます。

【教育長】 ストローをなくすことのメリット、環境問題という視点で行った、そもそもそこがスタートだったのかなと思うので、環境問題でこの行為がどういう結果を導くかというのを出すのは非常に難しいとは思いますが、どんな形でそれが示せるかも少し、環境課とも相談しながら検討してください。お願いします。

ほかにございますか。

【海沼委員】 じゃあ、ちょっとよろしいですか。

【教育長】 海沼委員。

【海沼委員】 やはり今、物価高で、結構お野菜でも何でも上がっていますよね。そうすると、やっぱり給食費の原材料費というのは随分上がっていると思うんですけども、その点、給食的には区のほうから今までよりもちょっと増額という形ができるんでしょうか。

【教育長】 給食、原材料費が物価高で上がっているから、教育委員会のほうから食材費の増額ということができかどうかという御質問。

学務課長。

【学務課長】 給食費の増額ですけれども、今年度、給食費の増額をしております。事前に物価高騰分、学校給食で使われる食材について調べたところ、約9%ぐらい上がっているというのが分かりましたので、今回、それをちょっと上回る形、約1割という形で増額しております。ちょっと細かくなりますけれども、1・2年生の給食費を1食当たり25円増額しまして255円から280円、3・4年生が30円増額いたしまして275円から305円、5・6年生が1食当たり35円増額いたしまして295円から330円、7から9年生が1食当たり40円増額いたしまして340円から380円ほど今年度は増額をして実施することとしてございます。

以上でございます。

【教育長】 よろしいですか。

先ほどの説明で、昨年度中にも少し増額したということによろしいでしょうか。

学務課長。

【学務課長】 私の説明が悪かったかもしれません。一昨年度の9月に増額していただき、そのままの金額で昨年度、令和5年度の給食を実施しているということになります。

【教育長】 分かりました。今年度は、今説明があった額増額をしてやっていくと、令和6年度はそれでやっていくということ。はい、分かりました。

ほかにございますか。

吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 食物アレルギー対応については各学校が細心の注意をして日々臨んでいると思うんです。また新年度が始まったので、これがすごく大事なところなのかと思ってはいますが、基本的な考え方は、先ほど学務課長御説明のとおり、除去食とお弁当、これが一番、児童・生徒の安全ということを考えてときには一番だと私も思っています。今現在、あれですか。アレルギー対応のお子さんというのは、例えば前年比で見たときに、今なお、一時ずっと増えてきていたと思うんですけど、今どんな状況なんですか。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 すみません。比較する数字を今持っていないので、増えてきているかどうかというのはちょっとお答えできないところでございますけれども、昨年度の状況ですと、小学校で612名、中学校で70名、義務教育学校の前期課程で116名、後期課程で57名ということで、合計で小中合わせまして855名というのがアレルギーの対応をしている人数になります。

【吉村教育長職務代理者】 分かりました。

【教育長】 よろしいですか。

濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。お米の農薬の使用状況をちょっと教えてもらってよろしいですか。農薬、そんな使われるんですか。どんな感じで使われているのか。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 農薬ですけれども、種類がどれくらい使われているかまではちょっと、申し訳ございません、把握していないところでございますけれども、一番本区のほうでお米の納入が多いのが東京都学校給食会というところになります。こちらのほうが抜き打ちで食品の検査をしてございまして、昨年度、本区でも、小山台小学校に納入されたお米が対象となって抜き打ちの検査をしてございます。その結果なんですけれども、こちらはカドミウム検査と残留農薬検査というのが200項目あるんですけれども、検査の結果、カドミウムにつきましては、基準値が0.4ppm以下のところ、検出されたのは0.04ppm。また、残留農薬が1項目検出されたんですけれども、検出されたのがトリシクラゾールという殺菌剤なんですけど、こちら、基準値が3ppmのところ、検出されたのは0.01ppmということで、基準値を大きく下回っているという状況でございます。

【教育長】 よろしいですか。

ほかに御質疑はございますか。

稲垣委員。

【稲垣委員】 ちょっとお願いという感じなんですけど、今調理師さんが各校で御飯を作ってくださっているんですけど、皆さんとてもすごく、1回調理師さんとお話させていただいたことがあって、皆さん、朝の早い時間、7時半とかからいらして、野菜をむいて、給食まで一生懸命手作りで、本当にだしを取ったりして作ってくださっていて、「ママの御飯より給食のほうがおいしいと言われてもしようがないね」と保護者同士が話しているぐらい、本当においしい御飯を作ってくださっているのだから、また、学校の中に調理師さんがいることで、子供と調理師さんの会話が生まれて、「今日おいしかったよ」とか、そういう話ができるのもすごく魅力だと思うので、ぜひ学校で給食を出すというのは続けてい

ただきたいなと思います。

以上です。

【教育長】 何かありますか。

学務課長。

【学務課長】 本区では、先ほど説明しましたけど、自校方式の給食を進めてございまして、こちらのほうを変更するという検討は一切してございませんので、現状ではこのまま続いていくと考えてございます。

【教育長】 ほかにはよろしいですか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、本陳情の取扱いについて御意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらか御発言をお願いします。また、結論を出すのであれば、採択、不採択等、その結論についても御発言ください。

では、吉村職務代理者からお願いします。

【吉村教育長職務代理者】 結論を出すということで。

【教育長】 結論を出すということですね。

【吉村教育長職務代理者】 はい。

幾つか要旨がございましたけれども、今日の学務課長の御説明を伺っていると、例えば給食の質の問題であるとか、そういったことに対しては、単価の増額、あるいは自校給食を継続していく、こういう根本的なところが今きちんとできているし、これからも継続すると、そういう御説明でしたので、私は今回の陳情については不採択ということで。

【教育長】 不採択。

【吉村教育長職務代理者】 不採択ということでお願いしたいと思います。

【教育長】 では、海沼委員。

【海沼委員】 私も吉村委員と同じく、結論は……。

【教育長】 結論を出すでよろしいですか。

【海沼委員】 出すということで、はい。

やはり、品川区では自校方式で作っていただいているということとか、いろいろな面、栄養の面とか考えてみますと、やはり一番いい給食を子供たちは頂いているのかなと思っております。不採択ということで。

【教育長】 ききとれなかったのですが、不採択でよろしいですか。

【海沼委員】 不採択です。

【教育長】 はい。

では、稲垣委員、お願いします。

【稲垣委員】 結論を出させていただきたいと思います。

基本的には今回に関しては、区のほうもいろいろ、学校の現場も頑張っていらっしゃると思うので、これに関しては不採択とさせていただく……。

【教育長】 本日結論を出すということですね。

【稲垣委員】 結論を出します。はい。

不採択とさせていただきますが、多分、いろんなところで周知が不足しているところがあるんじゃないかということが気になりました。農薬の問題に関しても、ちゃんと周知が

あれば不安にならないことなのかなと思いますので、農薬に関しても、ストローに関しても、周知を頑張っていただければと思います。

以上です。

【教育長】 では、濱松委員、お願いします。

【濱松委員】 結論を出すということでお願いします。

【教育長】 出す、はい。

【濱松委員】 今回の件に関しては不採択。

【教育長】 不採択、はい。

【濱松委員】 不採択ですが、給食費の増額ですとか、量の問題とか、どこまで現場の方とか、行政、役所の皆さんのあれにもよりますけど、クイックな対応みたいな、どうしても年度で区切られるものもあれば、でも、いや、給食、昨日のやつ減っていたんだよねとか、1週間前のやつ、どうも減っていたような気がするんだよねという、このあんばい難しいと思うんですけど、それがもうちょっと何か分かる、クイックな対応が本来できればいいなとは思いました。

【教育長】 ありがとうございます。

それでは、私も、本日結論を出すで、不採択でお願いしたいと思います。

説明がございましたように、今現在、品川区教育委員会で、安全・安心な給食作りということで、金額も今年増額し、アレルギー対応も行っております。給食の調理方法も自校方式ということで、変更する予定はございませんので、現状のままで十分だと考えております。ただ、様々御意見いただいたように、周知をすべきところはきちんと周知していくと。疑問を持った保護者の方にはきちんと御説明するという事は引き続きやっていきたいと思っております。

それでは、本陳情については、結論を出すという意見でまとまりましたので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、本陳情については、本日結論を出すことに決定しました。

先ほどそれぞれ御意見を伺いましたので、本件について採決を行います。

品川区立小中学校の給食に対する陳情について、お諮りいたします。本件を不採択とすることに異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 それでは、異議なしと認め、不採択とすることと決定します。

次に、日程第2、報告事項1、「品川区教育振興基本計画策定委員会」の設置について、説明をお願いします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、私から、報告事項の1、「品川区教育振興基本計画策定委員会」の設置について御説明いたします。資料ナンバー2を御覧ください。

初めに、設置の目的でございますが、今年度、品川区におきまして、教育基本法第17条第2項の規定に基づき品川区教育振興基本計画を策定するに当たり、必要な事項を検討するため、品川区教育振興基本計画策定委員会を設置するものでございます。

本委員会の所掌事項は、品川区教育振興基本計画の策定に関することといたします。

3番、審議期間の予定でございますが、令和6年4月から検討結果を教育委員会に報告するまで、およそ令和7年2月頃を予定しております。委員会の開催は、期間中に5回程度を予定しております。また、委員会の開催と併せまして、9月から11月にかけて、子供たちへの意見聴取とパブリックコメントの実施を予定しています。

4番、委員・事務局の構成でございますが、委員につきましては、学識経験者2名、関係団体に所属する者として3名、子供の保護者3名、学校教育関係者2名、校長・園長5名での構成を予定しております。なお、事務局の体制につきましては、資料にお示ししておりますように、記載の11名を予定しております。

次ページに別紙といたしまして委員名簿をおつけしておりますので、御確認のほどよろしくお願いたします。なお、委員会の委員長及び副委員長につきましては、4月26日金曜日に予定しております第1回策定委員会において選任を予定しています。

説明は以上です。

【教育長】 説明が終わりました。御質疑はありますか。

吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 質問ではないんですけども、この教育振興基本計画というのは品川区の教育の基本になっていくと思うんですけど、品川の場合には、プラン21という教育改革を進めた一番最初のものが、基本のものがあって、その後、教育ルネサンスということで、それをさらに発展してきているものがあります。そうすると、これが大体10年前後ぐらいのスパンで来ているわけですね。しかも、その内容というのは、国の教育を後追いつするということよりは、逆に、国の教育よりも先を行くような、そういう新しさを持ってやってきた部分があったと思うんですね。ですから、プラン21あるいは品川教育ルネサンスとの関連を今回の教育振興基本計画はやはり十分踏まえる必要があるし、今の国のほうもかなりいろんなことを、教育の方向を出していますけど、やはり品川区は品川区としての独自性というか、そういうものを大事にしたぜひ教育の方向性をこの振興基本計画の中に反映していただけるといいのかなというふうに、私のこれは希望です。ぜひよろしくお願したいと思います。

【教育長】 何かございますか。よろしいですか。

庶務課長。

【庶務課長】 今、委員の貴重な御意見を踏まえまして、これまでの品川区の教育の、プラン21、それからルネサンスというところもございまして、こういった辺り、しっかりと振興計画に反映できるように、そういったことも含めて進めてまいりたいと考えます。

以上です。

【教育長】 ほかにございますか。

稲垣委員。

【稲垣委員】 こちらに子供たちへの意見聴取という予定が入っていて、とてもいいなと思うんですけども、もう何か決まっていたら、どういう形でそういうのを予定しているのかなというのをお聞きできればなと思いますが。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 子供たちへの意見聴取につきまして、事務局レベルでの進め方の素案は

ありますが、まだ正式にこの辺り決まっておりません。子供たちの意見を、今描いて、イメージしているのは、3つのブロックぐらいに分けてしっかりと、「自分たちの学校をどのようにしていったらいい？」というような、そういった意見聴取の仕方をして、本振興計画に反映していけるような形で意見を聞き取っていければと考えております。具体的なことはまた策定委員会の中でもお諮りしながら進めていくというふうに考えております。

以上です。

【稲垣委員】 ありがとうございます。できるだけいろんな子供たちの意見を聴いていただけたらなという希望です。よろしく願いいたします。

【教育長】 ほかにありますか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、「品川区教育振興基本計画策定委員会」の設置については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第2、報告事項2、「品川区学事制度審議会 答申」について、説明をお願いします。

学務課長。

【学務課長】 それでは、「品川区学事制度審議会 答申」について御説明をいたします。資料3を御覧ください。本日は資料といたしまして、こちらに記載の4種類を配付してございます。

初めに、2枚目の第7回及び第8回品川区学事制度審議会の実施報告について説明をいたします。第7回学事制度審議会を令和6年2月19日に開催し、パブリックコメント意見に対する審議及び最終答申案の審議を行ってございます。第8回を3月14日に開催し、答申の最終審議を行い、答申を決定いたしました。その後、委員長から教育長へ答申の手交を行っております。なお、昨年7月に設置しました品川区学事制度審議会でございますが、この第8回をもちまして閉会となっております。

続きまして、答申の内容について説明をいたします。資料の「品川区学事制度審議会 答申（概要版）」、こちらのほうで説明をいたします。

1枚おめくりいただけていいですかね。こちら、おめくりいただけて上段に「はじめに」、記載がございまして、こちらに審議会の設置目的を記載してございます。本区では就学人口の急増や小学校の35人学級制度の影響により、区立学校の受入態勢の確保が喫緊の課題となっております。そのような状況を受け、安定的に児童・生徒を受け入れる態勢を確保するための方策等について検討するため、昨年7月に学事制度審議会を設置いたしております。

次に、品川区立学校の児童・生徒数の状況でございますが、同じページの中段からグラフのほうで児童・生徒数の推移及び推計値をお示ししてございます。児童数でございますが、児童数につきましては今後も増加し、一時的に減少はするものの、令和19年度まで増加し、その後、緩やかに減少する推計となっております。生徒数のほうも児童数と同様、こちらは令和22年度まで増加し、その後、緩やかに減少する推計となっております。

次に、審議会の委員構成についてでございますが、こちら、グラフの上のほうの「品川区学事制度審議会とは」に委員構成を記載してございます。また、委員の氏名及び所属につきましては、答申の本体といたしますか、答申に23ページのほうに記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

次に、3ページ目といたしますか、右側のページになりますが、審議会への諮問内容についてでございます。諮問内容は、1つ目に、安定的に児童・生徒を受け入れる態勢を確保するための方策、2つ目に、今後の学校改築の考え方となります。

次に、審議会の提言の概要についてです。答申で提言した内容についてですが、諮問内容の1、安定的に児童・生徒を受け入れる態勢を確保するための方策につきましては、ページ中段の「審議会の考え方」の記載のとおり、次の点に該当する場合は、通学区域の変更などもやむを得ないと示されております。

1つ目は、就学人口推計において、数年の間学級増が継続している、または見込まれる場合です。こちらですが、数年の間学級数が継続して増加する場合は、既存校舎において普通教室を確保することが困難となる可能性が高くなり、現時点では普通教室の増設により対応できたとしても、数年のうちに限界に達することが想定されるためです。

2つ目は、普通教室の転用元として特別教室を活用する際、その特別教室の移転先を既存校舎内に確保することができない場合です。児童・生徒を受け入れる上で適切な教育環境を整備することが必要となります。学校教育を運営するために通常備えるべき教室についても極力整備する必要がある、それを整備することができない状況で普通教室を増設し続けることは望ましくないと考えるからです。

3つ目、就学人口が増加する地域を一定程度特定することができる場合です。こちらは、就学人口の増加を通学区域の変更によって対応する場合、効果的な区域の設定を検討する必要があります。通学区域内の就学人口に隔たりがある等、就学人口の増加地域を一定程度特定することができる場合においては、通学区域の変更による対応の効果があると考えられるからです。また、通学区域の変更を行う際は、適切な経過措置を柔軟に検討することも示されております。

次に、諮問内容の2、今後の学校改築の考え方についてです。こちらにつきましては、適切な情報収集のほか、社会情勢の変化なども踏まえ、より綿密な推計を行うことと示されております。また、学校の立地や地域性を考慮して教室の増減に幅を持たせた計画を進めることも示されてございます。

以上が答申の内容となります。

続きまして、答申自体の構成について説明したいと思います。こちら、2ページ目からになりますけれども、こちらからは、審議会の設置の背景として、設置の経緯、小学校の35人学級の制度化、本区の就学人口推計の変化、本区の学級増の対応について記載してございます。

続きまして、5ページ目からになりますが、こちらからは審議会の議論の方向性を記載してございます。今回の審議会では、前回の審議会の答申のもと制度設計された学校選択制や中学校の通学区域に関する考え方は尊重した上で議論を進めることを確認してございます。また、こちらのほうに参考として前回の審議会の提言についても記載してございます。

続きまして、7ページでございます。こちらのほうでは、通学区域内の就学人口の受入れが困難な学校について記載してございます。こちら、中段の表で区分がございまして。顕著などの記載がございまして、こちらの説明は8ページのほうにしておりますけれども、簡単にこちらで説明いたしますと、区分が顕著というのは、就学人口の増加が進み、また学級増が続いていることから、現在の校舎では就学人口を受け入れ切れない可能性が非常に高い学校となります。現状では城南小学校となります。

区分のほうで、不足が想定。こちらは、一時的に教室不足が見込まれる学校または令和11年度以降に教室不足が想定される学校を示しております。こちらは、今後の就学人口の動向を注視していくこと、また、未改築校につきましては、改築の対応も考慮する必要があると考えてございます。

区分、受入可能でございます。こちらは、現在の推計では教室不足は発生しないと想定される学校を示しておりますが、引き続き、今後の就学人口の動向に注視していく必要があると考えてございます。

続きまして、9ページ目、こちらには、パブリックコメントを受けての審議会の議論についてと、概要版で説明しました審議会の提言を記載してございます。

続きまして、13ページ、こちらからは参考資料を掲載しておりますが、またページが飛んで申し訳ございません。19ページ、こちらは資料5といたしまして、推計に基づく品川区立学校の想定不足教室数の推移を記載してございます。グラフの縦軸のゼロ、こちらは各学校の確保教室の最大値を示してあります。それより上にグラフがある場合は教室不足となります。縦軸のゼロまたはそれより下にグラフがある場合は、教室不足ではないことを示してございます。中学校区ごとに掲載してございますので、御参考に御覧いただければと思います。

続きまして、22ページ、資料6でございますが、こちらは国が示す校舎に備えるべき教室等を記載してございます。既存校舎に普通教室を増やす場合は、こちらに示されている教室等も確保しながら、教室の工事や普通教室の転用等を行っております。

続きまして、資料が替わりますけれども、「品川区学事制度審議会（中間答申）パブリックコメントご意見と回答について」です。こちら、パブリックコメントでございますが、昨年12月12日から今年の1月10日までの30日間実施し、区民の方から意見を受け付けました。意見の提出者は8人、意見総数は31件となっております。

いただいた御意見と回答は資料に記載のとおりとなりますが、こちら、2ページ目の5、通学区域の変更、経過措置の特に経過措置につきましては、審議会の中でも重要と考えており、答申のほうでも、通学区域の変更を行う際は適切な経過措置を柔軟に検討することと示されてございます。

最後になりますが、今後、このいただいた答申の提言を基に、学事制度について検討、制度設計をしております。また、教育委員会のほうにも適宜報告し、御意見をいただきたいと思いますと考えてございます。

また、今後、答申等の公表でございますが、本日、教育委員会で説明をさせていただき、後日、文教委員会のほうでも御説明させていただいて、その後、4月の21日を考えてございますが、広報、あとホームページのほうで公表していく予定となっております。

私の説明は以上となります。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。

じゃあ、私からいいですか。確認なんですけど、答申の先ほど説明していただいた19ページのグラフを見ますと、教室不足になる学校がかなり多く見られるんですが、ここへの何か対応策というのはあるんでしょうか。

学務課長。

【学務課長】 グラフを見ていただくと、ここ数年でちょっと足りなくなるところと、あと、ちょっと先で足りなくなるところがございます。先に足りなくなるとグラフ上なっているところにつきましては、まず就学人口をちょっとしっかり見ていきながら、最新の状況で対応していくこととなりますけれども、まず、現状つくれる教室数というのはこれぐらいだろうというのは教育委員会でも試算しているところがございますけれども、さらにそこで生み出すことができるのか。また、学校によっては増築ができたとかいう場合もありますので、そういう対応ができないのか。それと、未改築校については、校舎の老朽度等の関係もございまして、建て替えの必要があるのかないのか、そういうふうな対応が必要となってございます。すぐ、ここ数年で出てくるところが、義務教育学校でちょっと見られるんですけれども、義務教育学校の教室の考え方なんですけど、一応、前期課程と後期課程でグラフを作っているんですけれども、余裕教室には別に前期用、後期用という色がついているわけではございませんので、まずはその中で対応していきたいと考えてございます。それと、それ以外でも、改築しているところでちょっと不足が見込まれるところは、結構、推計を見ていると、数人オーバーとかいう部分がございますので、逆に言うと、数人減ると教室1減るとかいう部分がございます。ですので、そこはしっかり就学人口を見ていきながら、本当に足りないところは何とか教室を生み出す方法を早急に検討するというふうにご覧いただいております。

【教育長】 ありがとうございます。そうしますと、基本的に就学人口をしっかり毎年見ていくのはありますけれども、基本的に今の既存の学校の校舎内の余裕教室を使ったり改築したりして足りていくところがほとんどであろうということによろしいですか。

学務課長。

【学務課長】 そのとおり。要は、去年の段階ですと、推計を見ながらやっている限りでは、城南小学校以外は既存でいけるだろう、または改築で対応できるだろうと考えてございます。

【教育長】 ありがとうございます。

ほかにございますか。

吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 審議会の答申について御説明いただいて、よく分かりました。非常に方向としては重要なことを言っていて、通学区域の変更はやむを得ないと。それから、その際には適切な経過措置を取っていくべきだと。それから、もっとそれを具体的に考えるときに大事なものは、教室の確保と同時に、教育環境をきちんと整備することが大事だと。ただ教室を確保するだけじゃなくて、特別教室とか、そこまで普通教室に転用していったら教育環境が全然駄目になっちゃうんで、そういうことについてもちゃんとこの答申は触れているので、この方向でやっていくということがいいだろうと私も思っています。ただ、中を見ると、例えば城南小なんかは今までも話題になりましたけど、結構

喫緊の課題になっているので、今後、例えば、今の段階でまだ決まっていなくてもいいかもしれませんが、制度設計のスケジュール感というか、その辺りは、喫緊の城南小の問題もあるので、その辺り、今の時点で何か考えていることがあったら教えていただきたいと思えます。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 スケジュールですけれども、昨年もスケジュール感の質問をいただいて、最短で令和7年度入学者からという話をさせていただいたと思います。そこはちょっとまだきちんとしていない部分がありますけれども、今、改めて就学人口推計にちょっと補正をかけながら最新の状況を作るのを依頼しているところです。それを見ながら、あと経過措置、特に兄弟につきましては、その兄弟がどれくらいいるかによって、正直、経過措置が取れるのか取れないのかという部分に関わってきますので、きっちりそこら辺の見極めをしながら、できるだけ早く制度設計をして、周知にはできるだけ時間を取りたいというふうにも考えてございますので、そこら辺の最新のところも見極めながら、実施年度については早めに結果を出していきたいと考えてございます。

【吉村教育長職務代理者】 はい、分かりました。

【教育長】 ほかにございますか。

濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。質問で、長期的にこういうことが起こるだろうなと思って、考えて動かされていたと思うんですが、ちょっと読み切れていなくてすみません。それがずれた理由をもう一回教えてもらっていいですか。すみません。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 前回審議会をやったのが平成28年度、29年度、2年間やっていたんですけれども、そのときに推計を取っていたんですけれども、そちらの推計と最新の推計がどうもずれてきているということがありまして、まず推計を取り直したところ、やっぱり今後、将来についてずれが出ていると。というか、増加するというのはあったんですけど、それが後ろ倒しになっているというのが分かったというのが1つあります。それは就学人口だけではなくて、品川区の人口自体が全体的にそういう動きになってきているという部分で、そういう意味で前回やっていた審議会とは就学人口の数としての違いが、ずれが出てきているということです。

それともう一つが、学級編制1クラス40人だったんですが、こちら、国のほうで小学校については1クラス35人ということで、5人減ったという部分で使う教室が増えてしまうと、そういう部分で前回とのずれが出てきたというのが大きな理由になります。

【教育長】 濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。ちょっとまだ幾つか、ごめんなさい、質問させていただきます。ここは重要な部分だと思うので。となると、ずれが起こってくるよなところから本来クイックな対応をしたいんだけど、クイックな対応ってなかなかできひんよ、時間かかるから大変やねん、学校の教室1個ぐらいついて民間の人間は思うかもしれないけど、そんな簡単ちゃうねんということだと思っていて、となると、精度の高い計画か、手間はかかるかもだけど、都度しっかり計画を、長年だとずれが生じてくるから、それをしっかり、長期じゃないんだと、やっぱり中期でやっていかないといけないんだと

いうところかなとも思いますし、加えて、森澤さんになってから、ウェルビーイングなまちづくりをするんだ、それは子供たちにもというんだったら、その方向性も関与してきたりすると思うんですね。皆さんもそうだと思うんですけど。なので、それならば、教育の方針として、自分たちの計画だけでなく、意思も込めないといけなくなったりもすると思うんですが、そのときに、質問としては、何ていうのかな。今後、これって何年に1回とか、クイックな対応ができないのならば、この会議体の期間の見直しみたいなのってあるんでしょうか。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 正確に何年ごととかという決まりがあるわけではないんですけども、以前、第1回の学事制度審議会があって、平成28年に第2回で、今回第3回なんですけど、当初、10年置きぐらいかなということだったんですけども、ちょっとそれが早まって、今回そういう制度の変更等もあったので開催したという流れもありますので、これにつきましては、本当に制度だったり、本当に品川区の人口が変わってきているんだと、そういうのが捉えられた段階で必要に応じて学事制度審議会なり、もしくは、審議会を開かなくても、今までの答申いただいている内容で変更できるものがあれば、そこは対応していく必要があるのかなと思います。推計といっても、やっぱりどうしても先になると確度が低くなるので、そこはちゃんと推計も見直しながら、できるだけクイックな対応を取れるような態勢を取っていきたいと考えてございます。

【教育長】 濱松委員。

【濱松委員】 すみません。ありがとうございます。改めてなんですけど、今言っていたのとおり、本当は時々においてクイックな対応を望みたいんですが、それはさすがに無理なんやということだと思うので、長期の全体の日本、東京、品川区のことを考えながら、10年に1回とかじゃなくて、しゃくし定規なものじゃなくて、時には3年に、もう一回やらないといけないよねかもしれませんし、そこはリソース、アセット、いろんな予算との兼ね合いもあるかもしれませんが、それはぜひやっていただきたいなと思いました。

【教育長】 ほかにありますか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、「品川区学事制度審議会 答申」については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第2、報告事項4、令和6年度（7年度採用）の品川区立学校教育職員採用候補者選考日程について、説明をお願いします。

指導課長。

【指導課長】 それでは、私から、令和6年度（7年度採用）品川区立学校教育職員採用候補者選考日程について説明させていただきます。資料5を御覧ください。こちらにつきましては、令和7年4月1日に採用予定の品川区立学校教育職員の採用候補者選考の日程についてのものでございます。

まず、1、採用予定人数でございますが、6名程度を予定しているところでございます。

2の資格要件でございますが、(1) 小学校教諭普通免許状及び中学校教諭普通免許状(教科不問)の両方を所持する者と(2) 小学校教諭普通免許状及び特別支援学校教諭普通免許状の両方を所持する者のいずれかに該当する者とさせていただきます。

続いて、3の選考区分でございますが、昭和38年4月2日以降に出生した者となります。今回、新たに大学3年前倒し選考を追加して行います。第一次選考の教職教養のみを前倒しで受験できる制度です。大学3年生等で令和7年度中に卒業見込みで、免許状も取得見込みであり、昭和39年4月2日以降に出生した者を対象といたします。

4の選考日程については、次のページを御覧ください。募集期間は令和6年4月24日から6月28日までを予定してございます。その後、第一次選考は令和6年7月20日土曜日、結果発表を経まして、第二次選考は令和6年8月31日土曜日、最終の採用面接につきましては令和6年9月21日土曜日を予定しているというものでございます。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

【教育長】 では、説明が終わりました。質疑はございますか。

吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 すみません、1つ質問ですけれども、6名程度の採用ということで、この間たしか1名辞めたと記憶していますけど、今現在何名いて、さらにこの6名を採用することで増えるのかどうかという、そこを教えてください。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 令和6年度が28名でスタートさせていただきます。ちょうど1年前が25名でスタートさせていただきました。5名を採用したんですけど、2名の退職者がいたので28名ということになっております。今後は、まず、この30名を満たすということが第一の目的なので、2名を採用する、プラス、先々、各学校に1名の固有教員の配置ということで段階的な増員を考えていきたいので、計画としては1年ごとに4名増やすというふうなことで考えておまして、したがって、今回、2名プラス4名の6名というような形で考えております。

【吉村教育長職務代理者】 なるほど。はい。

【教育長】 よろしいですか。

【吉村教育長職務代理者】 はい。

【教育長】 ほかにございますでしょうか。

濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。採用の6名って、素人質問でごめんなさい。採用の戦略というか、やっぱりいい人を探ると、そういう何か、戦略みたいなのは、どこ部署とか誰が考えているのでしょうか。

【指導課長】 戦略？

【濱松委員】 採用戦略。いい人を探らないといけない、母集団形成。どのように魅力的に伝えるか。それから、しっかり優秀な人を見極め、オンボーディングをし、定着をさせと、後半の部分はちょっと今回は外すにしても、いい人を探るためにそもそもどういふふうを考え、実行されているのかというのは。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 まず、固有教員の役割としましては、品川区の教育施策をしっかり推進

する方ということで、独自のことをやっておりますので、東京都の教職員と違いまして、品川区の教育施策をしっかり理解して、強力に推進するという役割を担っていただくということがまず前提としてございます。そのために、例えば1人の教員が、小学校の免許だけではなくて中学校の免許も有していて、より広範囲な校種に関して専門性を発揮できるというようなところで、2種類の免許状を有する方を募集するというようなことで今やっております。それによって、近年これを2年続けてやっておるんですが、非常に志が高い方が来てくださっているという手応えを私たちは持っております。これをやはり続けていきながら、役割としては、都の教職員とは違う独自の教育をいかに進めていくかというところで、管理職とも連携しながら進めていけるような教員を輩出していきたいと考えております。

もう一つ加えて言わせていただきますと、行く行くこの方々が役職を上げていくというようなこともしっかり考えておまして、例えば教諭から主任教諭だったり、主任教諭から主幹教諭というような役割については都と同じになっているんですけども、独自に、まだチャレンジしていただいている最中なんですけれども、東京都の校長と同等の役割を担う6級職で統括副校長という制度も設けさせていただいております。これに関しましては、品川のエリアでしっかりと複数の学校を束ねていけるような推進役を担う管理職ということで、今現在副校長をされている方が3人いらっしゃるんですけども、この方々に行く行くはチャレンジしていただき、担っていただきたいなと考えております。

以上です。

【教育長】 濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。分かっていない部分があるんで、失礼な部分があるかもしれませんが、品川区独自のやり方で積極的に進められるというのは私も非常にいいと思っています。なので、森澤さんもそうですし、伊崎さんもそうですし、皆様の御尽力とか意思だと思えますから、それは積極的に進めていただきたいのと、その周知というか、品川区ってこんなことをやっているんだって、教育でも、ウエルビーイングなのか分かりませんが、頑張っているんだってというのはやはりかなり積極的にやっていただきたいですし、自分が、私が微力ながら協力できることがあったら、その周知もしていきたいなと思います。で、すみません。思います。その方々が、ごめんなさい、これ、採用の次にオンボーディングとか、その次と私申し上げて、小中の免許を持っているとか、この資格要件のところ、(1)(2)というので、そこが新しいチャレンジングなところだと思うんですが、その人たちへのケアというか、どうしてもマイノリティーになってしまうとするならば、マイノリティーになってしまわないようなケアですとか対応とか、そういうのはやっておられるんでしょうか。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 品川区の固有教員の方々に関しては、こちらは独自の研修体制というのを設けさせていただいております。なつてからのお話になりますけれども、固有教員にとってプラスアルファになるなと思うような内容で研修を年6回プラス夏の研修というような形でやっています。東京都の研修にはないような、例えば、企業と連携をして、夏にじっくり時間をかけて学ぶというようなものであったりですとか、逆に東京都の研修を、東京都の教員ではないけれども、活用させていただくというような、協定を結んで、できる

ような仕組みだったりですとか、あと、教材費で毎年一定の金額使えるというようなことも都の教員にはないような制度ですので、こういったところを使って、採用された後も専門性を身に付けるということが続けられるような環境を用意させていただいております。

以上です。

【教育長】 濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。めちゃめちゃいいと思うんで、この品川区独自の施策はめちゃめちゃやってほしいので、積極的に、大胆かつたくさんやってほしいなと思います。

で、ごめんなさい。最後1個なんですけど、これって、こういう免許を持つ人に、もちろんこの小中の免許を持っている人、あと(2)番の人、これ以外にもうちょっと、何か教員不足みたいなことが課題としてあるとするならば、レベル感とか、しっかり民間の知識とかいうんだったら、何かそれを緩和させて、区独自の人の採用するみたいなことというのはやっているんでしょうか。すみません、これまた初歩的な。

【指導課長】 ごめんなさい。ちょっと質問の意味が分からないんですけど。

【教育長】 恐らく、教員免許を持つ人を今、固有教員として採用を区は独自にしていると。その免許の内容については、(1)(2)にあるように、区が独自に条件を課している。それはそれとして、それ以外に、教員免許を持たないかもしれないけれども、教員と一緒にというか、教員と共になのか、独自になのかは別にしても、教員の、要は学校に関わるような事業として、子供を教える立場としてということですよ。

【濱松委員】 はい。ありがとうございます。

【教育長】 という採用はしているのか。

指導課長。

【指導課長】 失礼しました。例えば、指導助手というような形で授業の中に学習支援的な形で入られて、正規の教員とチームティーチングのような形で入られる方もいらっしゃるし、または、今申し上げている制度以外に、区費の講師ということで、時間で働いていただくような制度も設けております。なので、様々、正規のこちらの教員の方々以外にもサブで入っていただくような体制は整えているところでございます。

【教育長】 濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。初歩的な質問ばかりでごめんなさい。最後、じゃあ——分かりました。ありがとうございます。すごくいいと思います。何人ぐらい、先ほどの関わっている、チームティーチング、区費の講師の方、何人ぐらいというのが。大体のところで、100人なのか、5人なのか、20人なのか。

【教育長】 規模感でいい。

【濱松委員】 本当に規模感で結構です。正確な数字は要りません。一応、前年というか、1年前なのか、一昨年度前と昨年度の実績があるとうれしいです。本当に規模感で結構です。

【教育長】 分かる範囲でまずお答えいただいて、また細かい数字は後ほど分かります。

【濱松委員】 もう、100か、50か、10か、2かぐらいでいいです。

【教育長】 分かりますか。

【濱松委員】 今じゃなくても。

【教育長】 じゃあ、後で、後ほど確認してまたお伝えする……。

【指導課長】 すみません、時数でもよろしいですか。

【教育長】 もちろん。

指導課長。

【指導課長】 先ほど御案内させていただいた区費講師の実績ですけれども、区内の学校の中で、令和5年度の総計になりますけれども、時数で2万7,196時間になっております。

【教育長】 時間数ということですね。

【指導課長】 はい。

【教育長】 2万時間、2万、ごめんなさい、もう一回。

【濱松委員】 7,000。

【吉村教育長職務代理者】 2万7,000。

【教育長】 2万7,000時間ということは、1校当たりで割ると？

【教育長】 ならして、1校当たりおよそ520時間の時数をチームティーチングで見ている。

【指導課長】 区費講師はチームティーチングではなく、単独で授業を行っています。

【教育長】 単独で授業をやっている人がそれだけいると。

【指導課長】 はい。

【教育長】 また少し細かいのは後ほど。

【濱松委員】 はい。すみません。ありがとうございます。

【教育長】 ありがとうございます。

ほかにありますか。

稲垣委員。

【稲垣委員】 ちょっとだけ。今のやり取りをちょっと伺っていて思ったんですけれども、現場でやっぱり子供たちに接している方を見ると、大卒そのまま先生になられた方よりも、一般企業とかそのほかの場所を経験されている方はやっぱり対応の仕方がうまいなと思うところもちよこちよこありますので、いろんな経験を持った方をぜひ区費講師として採用していただければ、子供に与えるいい影響もあるんじゃないかなと思いますので、検討していただければなと思います。

以上です。

【教育長】 ほかによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、令和6年度(7年度採用)品川区立学校教育職員採用候補者選考日程については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第2、報告事項5、令和6年度品川区地域部活動スケジュールおよび学校部活動の民間委託について、説明をお願いします。

指導課長。

【指導課長】 それでは、恐れ入りますが、資料6を御覧いただければと存じます。まず、令和6年度の品川区における部活動の地域移行に向けたロードマップについて御説明をいたします。今年度は改革推進期間の2年目となります。

上段を御覧ください。部活動を地域移行する意義につきましては、昨年度と同様に、4点ございます。持続可能な取組とし、地域で子供たちの育成に寄与すること。スポーツや文化芸術の楽しさや喜びを感じるとともに、自己実現や地域へ愛着を持てる人材を輩出すること。学校教育の質を向上すること。区民がスポーツや文化芸術の価値を享受できるようにすることです。

実態につきましては、令和5年度の教育委員会でお示したものとなります。

課題の主立ったものにつきましては、生徒等の地域における活動機会の確保、地域の適任指導者の確保、義務教育終了以降区内で区民として参加できる活動との連携、学校の働き方改革の推進及び教職員の兼業・兼職の体制整備などがございます。

次に、課題に対する取組についてです。地域部活動につきましては、令和5年度に開始いたしましたホッケー部、ラグビー部、ダンス部を継続して行います。児童・生徒や保護者からの希望もあり、各部活動の活動回数及び募集人数を増やすことで、多様な運動機会の創出を図ってまいります。学校部活動につきましては、令和6年度は各学校の部活動に部活動指導員の拡充をしてまいります。また、新規事業としましては、学校と部活動指導員及び地域スポーツクラブ、文化団体等との連絡・調整等を行う学校部活動アシスタントコーディネーターを配置しまして、地域の適任指導者の確保を図ってまいります。さらに、学校の働き方改革の推進に向けて、指導者がいない学校部活動を1校当たり2部活程度、民間に業務委託をしていきます。全体的に地域の指導者が増えていくイメージとなりますが、一部は継続して教員が顧問を行ってまいります。

下段は令和6年度の全体のスケジュールとなります。協議会の定期的な開催を通じまして、新規事業も含めて、今年度も実証事業の効果を検証してまいります。

次に、A4の資料を御覧ください。こちらの資料につきましては、令和6年度の部活動に関する取組をお知らせするために、対象となる5年生以上の児童・生徒や区内の全学年の保護者にお配りをしているものです。表面につきましては主に地域部活動に関するもので、裏面を御覧いただきまして、こちらは4月1日時点の各学校の民間委託を行う部活動を一覧にしたものとなっております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。

吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 また1つ教えてください。今の新規事業の学校部活動アシスタントコーディネーターの配置ということなんですけど、これは各中学校に1人置くということでしょうか。そして、その人材は、これは学校が探すのでしょうか。それとも、教育委員会で探した方を学校に配置するのか。その2点、教えてください。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 学校部活動アシスタントコーディネーターについての御質問なんですけれども、こちらにつきましては、まず各学校に、各中学校と義務教育学校のほうを対象といたしまして、全部で15校に対して配置できるものになっているんですが、人選につき

ましては、学校が選ぶ、学校が探してくるという前提にはなるんですけども、今、実際どのような状況かと申しますと、学校で既に勤務されている学校地域コーディネーターの方々がプラスアルファという形でこちらの新規にお示ししているような業務も担うというところで、実質は同じ方が、今いらっしゃる方がお務めいただくというような状況になっております。

【教育長】 吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 ありがとうございます。今のお話のような方が一番いいんでしょうね。学校の事情がよく分かっている方。こういう人材を輩出するときに、いろんな人材があるんですけど、結構、学校で探してねというのが多くて、学校で探してねは、予算はつけるけど、学校で探してねという結構きつい部分があるんですけど、でも、今のお話を伺っていると、既に学校で何らかの形で関わっている方にまたこのコーディネーターという形で協力していただく、こういう形ならば、全部で15校ですか、非常にいい形に進められるのかなと思いました。ありがとうございます。

【教育長】 ほかにございますか。

濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。民間委託の学校部活動指導業務委託はいいと思います。ちょっと聞かせてください。1校当たり2部活動程度というところで、これは学校からのヒアリングでなっているのかな。3部活でも4部活でもいいのか、2部活程度にした理由みたいなのは何かありますか。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 この数というところにつきましては、昨年度いろいろ議論してまいりました。当初、望む教員、つまり、部活動の指導を望む教員を除いて、残りの部活については、部活動指導員と今御指摘いただいている民間委託、これらで全てを埋めるというような策も令和6年度からやれる方向性を一度試みました。ただ、結果としては、議論した結果、2部活程度というところにさせていただいております。背景としては、やはり民間に委託して運営をしていくところによる難しさというところを、地域部活動の運営を今回、先に民間委託してやっておりますので、その中で肌身に感じているところでございます。なので、スムーズなスモールステップを踏むということにおいても、少しずつ始めていき、そして、教育委員会も各学校と緊密な連携をもって打合せを行い、丁寧に移行できるようにということを考えました。ですので、今現在、4月5月を中心に各学校が選んでおられる民間委託をする部活動について、今までどのような運営を顧問の先生が取っておられたのか、それをいかにして民間委託に移行させていくのか、この辺りをきめ細かくミーティングをさせていただいております。その中で、きちんと皆さんが共通理解に立ったところで運営のほうにつなげていけるようにということで準備をしていきたいと思っております。一覧のほうを見ていただいて、1部活程度のものもあれば、3部活になるころもありまして、これは学校の御希望によって様々、2部活程度でというお示しをした中で、あえて1部活というような結論を出している学校もあれば、3つやりたいということでお申し出いただいているような学校もあり、こちら、4月5日時点のものとして御覧いただければと思います。

以上です。

【教育長】 濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。非常に分かりやすいですし、まずはスモールステップというのはそのとおりだと。やり方としては、1つそのとおりだなと思います。先ほど吉村さんが言われたかもしれないんですけど、ごめんなさい、もう一回教えてください。民間委託するときにスモールステップが必要だと。ばばっと変わってしまうのはいろんな難しさが起こると思うんですけど、ごめんなさい、民間委託が起こったときの難しさ、懸念、メリットとデメリットの話だと思うんですけど、予算以外で。その懸念すべき点を、ごめんなさい、もう一回教えていただけますか。すみません。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 ありがとうございます。昨年度、地域部活動で民間委託という形で1年間実施したんですけども、非常に難しかったところとしましては、委託をさせていただいた方々が、スタッフさんが、お子さんたちと直接関わっていかれるんですけども、指導の内容というよりは、むしろバックアップをする体制、例えば、お子さんが欠席をしたときにどうやって親御さんのほうに連絡を取っていくかとか、そういったところを、従来の学校部活動ですと、顧問の方がすぐに確認をしていくということが当たり前なんですけれども、例えばこういった細かいところではあるんですけども、そういったところがまだなじんでいかないというような現状がありました。そこで、教育委員会の指導主事が毎回練習のほうに関わらせていただいて、その中で特に運営の面として、委託の内容にも書いてあるとおりでありますがというところで細かいところを助言させていただいたりですとか、そういったところで、お子さんや親御さんが御不安にならないような、そういった御案内ができ、結果としては、きめ細かくサポートさせていただいて、できたかなと思っておりますが、例えば申し上げたこういったことが、かなり大規模に一斉に進んでしまったときに、業者の方と教育委員会と学校のほうとで共通理解が十分に進んでおりませんと、トラブルが多発するというような懸念も非常に想定される場所かなと思われましたので、丁寧に、小規模からというところで始めていきたいなと思っております。

【教育長】 濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。この部活動、さっき私、教育というか、授業とかもそう言いましたけど、民間への委託というのは積極的に進めていっていいという、私自身も民間の出身というか、民間の経験しかないものですから、言ってしまうんですが、今おっしゃったように、いや、そんな簡単なもんちゃうでと、こういうのを説明していただくと、私というか、民間にもっと委託すべきだという人間も分かると思うので、しっかりきめ細やかなサポート、そしてスモールステップでというのはよく理解できました。続けていってほしいと思います。ありがとうございます。

【吉村教育長職務代理者】 ちょっと今の。

【教育長】 吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 今のにちょっと関わってなんですけど、あれですかね。業務委託して、先ほどの御説明だと、指導主事が行って運営の状況を見て、これは教育委員会が業務委託をするので、仮に、万が一、指導者の方に何か課題があった場合の指導は教育委員会なんですか。学校が直接その方に指導するというのは業務委託の場合は難しいと、それは制度上できないということですか。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 スキームとしましては、教育委員会が業者に委託という形を取っておりますので、指導者の指導内容だけではなく、全般的に、委託している内容について間違いだったり不適切なところがあれば、教育委員会から指導するというようなところになります。ただ、学校が会場になっておりますので、そこで何が起きているかですとか、そういったところは学校からの情報をキャッチし、なおかつ委託している業者の統括から情報をキャッチしというところで、そこはやはり連携でやってまいりたいと思っています。

【教育長】 吉村職務代理人。

【吉村教育長職務代理人】 そこが何か、かつて、昔、例えば英語のALTなんかを業務委託したときに、そのことが結構課題になったりして、新聞なんかにも出たことがあって、業務委託なんだから学校の先生が指導できないと、教育委員会が委託しているんだったら教育委員会が指導しなきゃいけないと、そういう話があったけど、でも、実際は、現場でやっているんだから、当然、学校の先生たちと連携しながらやるというのが一番、よく分かっているわけだし、いいんですよ。その辺のことが何か、私も、法的にどうなのかはよく分かりませんが、その辺はうまく連携しながらやっていく必要があるんだろうなと思います。

【教育長】 連携はできるということですね。

【吉村教育長職務代理人】 いいですよ。

【教育長】 ただ、指導とか委託内容に関する指示は契約者を通じてということに。

【吉村教育長職務代理人】 やっぱり教育委員会が。ですね。

【濱松委員】 ごめんなさい。

【教育長】 濱松委員。

【濱松委員】 すみません、また吉村さんに乗っかるんですけど、さっきのトラブル、バックアップの体制とか、トラブルはこれまで、ごめんなさい、起きたんでしたっけ。今懸念されているようなトラブルというか、これまで起きたんでしたっけ。それとも、起きないように2部活程度にするんでしたっけ。ごめんなさい。もう既にトラブルは起きているんでしたっけ。このバックアップの体制をちゃんとしないと。そうか。これが初めてだから。

【教育長】 そうですね。

【濱松委員】 初めだから。

【教育長】 昨年度からですね。

【指導課長】 地域部活のほうで。

【濱松委員】 ごめんなさい。そうか、そうか。難しいな。地域部活とか分かんないや。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 昨年度申し上げたところについては、ちょっと繰り返しにはなるんですけども、毎回の練習に指導主事が注視するような形を取らせていただきましたので、かなり予防的に対策を打てましたので、結果、トラブルが起きてしまったということはないというところを申し上げさせていただきます。

【濱松委員】 分かりました。

【教育長】 ほかによろしいですか。

稲垣委員。

【稲垣委員】 外部、学校部活動の一部民間委託のところの業務内容が、保護者連絡対応とか引率、運営に関する対応になっていて、これは指導者は、このときは別途部活指導員の方も一緒にくっついてこれを運営するという形なのかなというのが1点と、あと、まだ多分あまり意見は来ていないかもしれないんですけど、今回のこの通知は多分もう皆さんに配られていると思うので、保護者の方とかに。実際にこの部活に既に入っている生徒とか保護者から何か反応はあったのかなというところを伺えればと思います。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 まず、部活動指導員であったり民間委託のスタッフの方々というのは、どちらも引率だったりとか外のほうへの参加ということも全てできるようになっておりますので、ただ、各学校が、1つのこの部活は部活動指導員ですとか、こちらの部活動は民間委託というような形で、ある程度すみ分けをしながらやっているというようなところが状況になっております。

こちらのチラシをお配りしたのがつい最近、年度当初明けというところなんですけれども、今のところは特に直接御意見いただくというようなところはない状況でございます。

【稲垣委員】 分かりました。ありがとうございます。

【教育長】 よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

【教育長】 では、令和6年度品川区地域部活動スケジュールおよび学校部活動の民間委託については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第2、報告事項6、令和5年度就学・転学相談の結果について、説明をお願いします。

特別支援教育担当課長。

【特別支援教育担当課長】 私からは、令和5年度就学・転学相談の結果について御説明を申し上げます。資料ナンバー7を御覧ください。

まず、目的についてですが、お子さん一人一人の教育的ニーズに合った助言を基本理念とし、最も適した「学びの場」を保護者と相談しながら決めてまいります。都立の特別支援学校の入学、区立の特別支援学級または通級指導学級・特別支援教室の利用を検討しております。

就学相談等の概要ですが、まず就学相談につきましては、新1年生・新7年生を対象として、5月30日から受付を開始し、7月下旬から1月末まで就学相談を実施いたしました。転学相談につきましては、既に在籍しているお子さんに対して、年度途中での実施しております。

3番の相談件数を御覧ください。令和5年度につきましては、まず就学相談につきましては、令和4年度より33件、合計で増えてきております。隣の転学相談・通級相談でございますが、転学相談につきましては、令和4年度と比較し31件の増加、通級相談につきましては68件増加しております。この通級相談につきましては、難聴・言語の通級指

導学級または全学校に設置しております特別支援教室の利用、こちらの相談になっております。最後に内訳でございますが、一番下の段、内訳につきまして、これは就学相談の内訳となっております。相談件数に基づき、それぞれ、通常の学級に在籍している者、特別支援教室・通級指導学級を利用している者、または特別支援学級や特別支援学校に通っている者、そうした内訳を示しております。

私からは以上となります。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。

吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 判断会議について、就学相談終了後に実施ということですから、就学相談が85回あるので、その都度行ったのかなと思うんですけど、この判断会議のメンバーはどういう人たちですか。

【教育長】 特別支援教育担当課長。

【特別支援教育担当課長】 判断会議につきましては、まず教育委員会からは、教育経験者のアドバイザーまたはこちらで採用しております心理師の方、それがメンバーに入っております。あわせて、学校からは管理職の先生や教員、外部からは医師、そうしたメンバーを、その都度、回数ごとに人は替わるんですけども、お願いをして、最後そこで一旦の教育委員会の見解を得るといような形にしております。

【吉村教育長職務代理者】 分かりました。

【教育長】 よろしいですか。

ほかにございますか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、令和5年度就学・転学相談の結果については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第3、その他、令和6年5月の行事予定について、説明をお願いします。

庶務課長。

【庶務課長】 その他について私から、令和6年5月の行事予定について御説明いたします。資料8を御覧ください。

5月につきましては、第2・第4火曜日、それぞれ14日、28日に定例会を2回予定しています。開始時間、場所は記載のとおりでございます。

簡単ではございますが、説明は以上です。

【教育長】 質疑はございますか。

(「ありません」の声あり)

【教育長】 では、令和6年5月の行事予定については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

先ほど決定しましたとおり、非公開の会議を開きますので、傍聴の方は御退出を願います。

— 了 —